

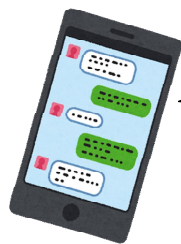
被害者が加害者に！？

〈大泉町消費生活センター〉

『闇バイト』はバイトではなく 犯罪です！



【闇バイトとは・・・】



X (旧 Twitter) や Instagram などの SNS やインターネット掲示板などで、
『高額バイト』『簡単高収入』『即日即金』といった甘い言葉で募集して
います

応募時には運転免許証や学生などの身分証明書の送付や勤務先・家族や
実家の住所、家族の個人情報を求められます

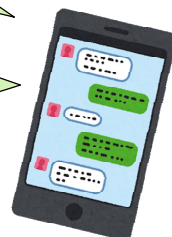
応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など犯罪組織の
手先として利用され、犯罪者となってしまいます！

【闇バイトをしてしまうと・・・】

やめたいと思っても応募の時に送った身分証明書から「家に行く」「家族
に危害を加える」と犯罪組織から脅されて逮捕されるまでやめられません

逮捕されれば、懲役刑で刑務所に収監、被害者へ損害賠償を請求される
など、自身の一生を台無しにしてしまいます！

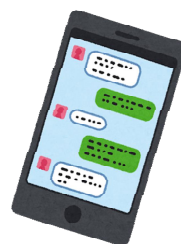
※詐欺罪は「10年以下の懲役」、強盗罪は「5年以上の有期懲役」



犯罪組織はもちろん助けてはくれません！

闇バイトは犯罪組織の捨て駒（使い捨て）です

【闇バイトで人生を棒にふるために・・・】



楽をして大金を稼げるバイトは存在しません

アルバイトを探すときは『裏バイト』『高額バイト』『即日即金』
『簡単高収入』などの甘い言葉にだまされないでください！

【こんな言葉に要注意！】

『副業』『高額即金』『日給5万』『ハンドキャリー』
『書類を受け取るだけ』『行動確認・現地調査』 など

これからの日本を背負っていく若者の未来を守るために・・・

不安に思ったら一人で悩まず、勇気を持って家族や下記の相談先へ相談してください！
若者を守ります！

【相談先】

- ・大泉町役場（消費生活センター）
- ・大泉警察署
- ・群馬県警本部（警察安全相談室）

0276-63-3511

0276-62-0110

#9110 または 027-224-8080

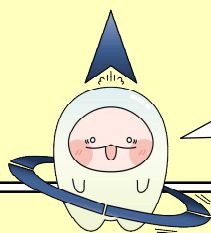
○「簡単に稼げて高収入!」「#闇バイト」などで紹介される怪しい副業・アルバイト○

【事例①】

インターネットで「チャットで相談に乗るだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。

相手の男性から報酬として20万円渡したいと言われた。副業サイトから報酬を受け取るには、個人情報交換する手続きが必要で手数料がかかると言われた。

報酬がほしかったので、副業サイト業者の指示に従い5千円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーサイトに支払い、「これで最後だ」と言われた。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求された。



契約トラブルに
注意してね～!

【事例②】

SNSで知り合った人から報酬がもらえる荷物の受取代行のアルバイトを紹介された。

教えられた申込み先へ連絡し、身分証明書を送るように言われ、住民票と電気料金の領収書の写真を撮って送った。

担当者とチャットでやり取りをし、自分名義で携帯電話やサプリメント、掃除機等を購入するので商品が届くが、それらを指定された住所へ転送するように言われた。請求書は基本的に届かないが、もし届いたら商品と一緒に送付するようと言われた。商品が届き始めて指示通りに転送し、報酬として6万円を受け取った。

しかしその後、携帯会社3社から自分宛に請求書が届き、自分名義でスマートフォンを6台購入したことになっていた。担当者に連絡しようとしたが、連絡が取れなくなってしまった。

【事例③】

2年前、高収入のアルバイトをインターネットで検索し、「レンタル彼氏」のサイトを見つけた。面接では、サイトに自分の写真を掲載し、サイトの会員からデート等の申込みがあれば対応し、報酬を得る仕事と説明された。

「君は人気が出る」と後押しされ、合わなければすぐにやめられると言われたので登録した。初期費用と月額サイト利用料の約4万6千円をクレジットカード決済した。

依頼を受けてテレビ電話で相手と話をすると、「報酬250万円を振り込む」と言われたが、振り込まれていなかった。収入が得られないのでやめたいと思い、サイトに解約を申し出たが、「2年契約のため中途解約は不可」と言われ、仕方なく月額サイト利用料を払い続けた。先日サイトから、支払が滞っていると請求書が届いたが、これ以上の支払は難しい。

契約トラブルのご相談は・・・

消費生活センター 0276-63-3511



【トラブル防止のポイント・アドバイス】

○副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意!

「簡単に稼げる」「気軽にはじめられる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料等、様々な名目でお金を支払わされるという特徴があります。

もし友人や知人から誘われても、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。

○「荷物代行」・「荷物転送」は絶対にしないでください!

「荷物代行」・「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、裏の名目は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が犯罪に使用されるおそれもあります。なお、携帯電話不正利用防止法上、携帯電話等の契約には本人確認が義務付けられており、消費者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書を使用して何者かが契約する行為は、同法に違反する行為だと考えられます。身分証明書、銀行口座等の個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

また携帯電話等の月額利用料や通話料などを支払う必要はないと説明されていても、契約者である消費者に対して請求される可能性もあり、料金を支払わないまま強制解約になると今後携帯電話会社と契約する際に不利益が発生したり、端末代金が分割払いにされている場合、信用情報機関に事故情報として登録されてしまうおそれがあります。

○『18歳』は成人です!

未成年者は、原則として契約するにあたり親権者等の同意を得なければなりませんが、同意を得ずになされた契約は取り消すことができます。しかし、大人になると一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできません。

インターネット上には様々な副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、はじめる前に家族等周りの人や消費生活センターへ相談するようにしましょう!